

平成 18 年度 第 4 回 芦屋市市民参画・協働推進アドバイザー会議 会議要旨

日時	平成 19 年 1 月 18 日 (木) 16:00~18:10
場所	芦屋市役所 北館 2 階 第 2 会議室
出席者	委員長 今川 晃 副委員長 外園 一人 委員 海士 美雪・国枝 哲男・弘本 由香里  山中市長・岡本助役  事務局 鷺海参事・大橋市民参画課長 福島市民参画課主査
会議の公表	公開 非公開 部分公開  < 非公開・部分公開とした場合の理由 >
傍聴者数	0 人

1 議題

( 1 ) 経過報告並びに資料説明

(仮称)芦屋市の市民参画及び共同の推進に関する条例(骨子案)についてのパブリックコメントと市民懇談会の結果報告

(仮称)あしや市民活動センター(案)」において

( 2 ) 芦屋市の市民参画及び協働の推進に関する条例(案)について

( 3 )(仮称)あしや市民活動センターについて

2 審議内容

市長あいさつ

昨年 7 月にアドバイザー会議を設置以来、今川先生をはじめ各先生方には、「(仮称)芦屋市の市民参画及び共同の推進に関する条例(案)」及び「(仮称)あしや市民活動センター(案)」につき、精力的に検討いただき深く感謝申し上げます。

今後の取り組みとしては、2 月に「(仮称)芦屋市の市民参画及び共同の推進に関する条例(案)」を市議会に提案します。また、「(仮称)あしや市民活動センター(案)」につきましては、4 月の開設を予定しています。

今後ともご指導をよろしくお願いする。

(事務局)

経過報告並びに資料説明

(座長)

今の報告並びに説明に関して質問はないか。

それでは、意見交換に移らせていただく。最初に「芦屋市市民参画及び協働推進に関する条例(骨子案)について」についてはどうか。

(事務局)

パブリックコメント及び市民懇談会を受けて、骨子案を修正されているが、その点でいくつか確認したい。先ず、1点目だが、「3基本原則(5)評価と説明の原則」で、市民に対して『評価と説明を行う』となっているが、そこまで市民に求めるのが良いのかどうか。行き過ぎではないのか。

(座長)

市民でも活動する限りにおいては、何らかの責任があるし、場合によっては反省も必要だ。市の責任よりは軽いが、やはり市民にも自覚を持ってほしい。

(副座長)

市民の意識改革が必要だ。権利を主張するが、義務も果たさなければいけない。行政は遠慮がちだ、「玉虫色」の表現だが、ハッキリ言うべきだ。「自己評価と説明責任」については、市民にとってきつく見えるが、そこはハッキリ書く必要がある。

(座長)

市民が変われば、行政も変わる。

(副座長)

現在芦屋市は多額の赤字を抱えているが、その原因の一つにコレまでの市政があるが、それは当時の市長の責任でもあり、当時の議会の責任でもあるが、選んだ側の市民の責任が問われている。この際、ハッキリ言ったほうがよい。

これは、決して行政主導で仕事を押し付けるものではない。

(委員)

協働は対等。行政の仕事を半分市民がする、重さは一緒でも、役割は違う。中身が見えないので、今の段階では理解しにくいのでは。

(委員)

この仕組みが動き始めたら、きっと逆に市民の側から対等を強調してくる。

(座長)

条文が抽象的なので、分かりにくいのでは。解釈の基準を明らかにする解説集が必要である。

(事務局)

了解しました。

次に2点目だが「7 市民参画の手続」として「(1) 審議会等の活用」をあげているのに、また「8 審議会等の活用」がある。二重になっているのではないかと、わざわざ「8」として入れる必要があるのか。

(座長)

この条文のスタイルで、「7 手続」として(1)～(5)をあげ、各手続について「8」～「11」で解説している。「8 審議会等」では、就任及び公募について規定している。

(事務局)

「7 手続」で、『適切かつ効果的』な手続を選ぶように決めているのに、また「8」で『審議会等の活用』を謳っている。「8 審議会等」は不要ではないのか。

(委員)

「9」～「11」で、手続について具体的に説明している形が崩れるのではないかと。

(事務局)

表現が重複している、審議会についてここで言わなくてもよいのではないかと。

(座長)

では、「8 審議会等」について、表現を改めるようにします。

(事務局)

3点目は「9 市民提案」について。原案では『市が意見を求める時』に限定していたものを『市民は意見を提出できる』と、市が意見を求める時以外にも提出できるとあるが、それならば「2 用語の定義(5) 市民提案」で、『市が、市民から意見を求める時』と規定しているのと矛盾するのでは。「9 市民提案」で、市から求めるものと、市民が提出できるものと一緒にするのは、無理がある。分ける必要があるのではないかと。

(座長)

この『施策の策定』に、意見を提出することに意味が込められている。

(事務局)

内容をどうこう言っているのではない、「2 用語の定義」で市民意見について定義しているので「9」の(1)は、別立てで設けないといけないのではないかと。

(事務局)

市民意見については、何でも提出できるのではない。あくまで「6 市民参画の対象」に限定される。

(副座長)

市全体の整合性が求められている。

(事務局)

「9(1)」を見ると、何でも意見を出して良いと思う。もし、市民参画のことだけに限るのでは書く必要はない。(1)～(3)の書き方が問題では。

(座長)

条文の解釈を市民と共有しなければ、そのためにも先ほどの解説を作らないといけない。

(事務局)

用語の定義とは違うので、やはりここは2本立てしないとイケないのでは。

(事務局)

原案では、市から一方的に意見を求めるものだけだったので、市が求めなくても市民から意見を出せるように考えた。

(委員)

先進市では、様々な方法で市民からの声を聞く努力をしている。例えば、特にテーマを決めないで市民が提案する方法もある。その提案の中から、例えば補助金の交付を決めて行くとか。

(座長)

手法は様々。解説の中で広く市民提案を考えて行く。

(副座長)

具体的で責任ある発言を、市民参画についてドンドン言ってもらいたい。

(委員)

手続の中で、「市民からの提案」がなければ、市からの一方的なものになってしまう。前向きなものにしていかなければ。やはこの、この項目は必要です。

(副座長)

見直しもあることだし、とりあえずスタート時は、なしでは。

(座長)

市民からの提案について、出来なければ話し合えばよい。間口は広い方がよい。

(委員)

これは要望ではない、あくまで提案。

(副座長)

まず方法の発見、次に対象団体の増加、最後に運営委員の募集、となる。

市民の意欲、意識をそれに向かって全力投球して、その後間口を広げては。

(事務局)

(委員)

やはり、初めから間口を広げていたほうが良い。

(事務局)

当初は『市民からの意見』については論議していたが、骨子案では除いた。しかし、パブリックコメントを受けて修正を考えた。この項目がないと、参画の手続があまりに市からの一方的なものになってしまう。

(委員)

「2用語の定義」は、『市が市民から意見を求める』ことを言っているので、『市が求めていないのに意見が出される』ことについては、この定義の市民提案ではない。それは別の考え。

(事務局)

決して市民が自由に意見を出すことについて否定しているのではなく、条例の解釈について、「2用語の定義」を改めるか、条文を別に設けるかしないと整合しない。

(座長)

了解した、条文について再検討します。

(事務局)

最後に「20検討」について、修正案では『5年を目途に』から年数を抜いているが、これは後退になるのでは、

(委員)

5年が長いと言うので、期限に限ることではなく年数を抜くことで、逆に早くするつもりで、年数を抜いた。

(事務局)

いや、今はマニフェストでも年数を出すことになっているので、それを抜くのは姿勢の後退と見られる。

(座長)

では、年数を残すとして何年が望ましいのかとなるが、センターの開設準備もあるし、やはり5年は一つの目安になるのではないかと思う。

(委員)

では「5年以内を目途に」という形にすればどうか。5年以内と言っても3年目でも見直しができる。期間的には前倒しもできると思う。

(座長)

条例に前文を入れるという話であったが、どうなっているのか。

(事務局)

事務局で原案を作ってはいるが、委員会の皆さんの思いもあり中々出すのが難しい。

(座長)

この種の条例については、前文が入っている所が半分位だが、市の基本構想で謳われているから、あえて無い市も多くある。

(委員)

前文については、言葉が概念的になり論議が進まない。

(委員)

それぞれの思いや主義主張が出てくる。

(事務局)

芦屋の場合は、第三次総合計画の中で「市民参画」を謳っている。

(委員)

前文で思いを訴えたいが、誤解されても困るし。

(委員)

形や言葉に拘っていない、市民参画をやりながら思いを伝えていけば。

(座長)

皆さんも、特に前文という形には拘っておられませんので、それについては構わないですが、ただ条例の名称の「芦屋市の市民参画」の芦屋市の『の』については、是非残していただきたいと思います。

(骨子案)につきまして、他にご意見ありませんでしょうか。もし、無いようでしたら、次の(仮称)あしや市民活動センターについてに移ります。

(副座長)

センターの概要(案)の中で、会の構成について「企業等」とあるが、事務局として具体的に考えているのか。法人とは違うのか。

(委員)

例えば、コープ等は株式会社とかの企業ではないが、やはり活動内容から見ると市民参画の大きな構成メンバーになるし、又地域における労働組合も入るのでは思う。

ただ、法人にすると学校法人・宗教法人と色んなものが入ってくる。

(事務局)

また、当事者団体なども構成メンバーに入ってくる。

(委員)

2月に第2回の意見交換会を予定しているが、提案だがこの会議については市民参画課主導ではなく、設立準備会議が中心になって開いてはと思うが。

(事務局)

確かに、行政主導になると市民は構えてしまう。

(副座長)

では、当日の取り纏めも準備会議のメンバーでやっといこう。ただ、前回は参加者がとても少なく、模様眺めのNPOも多数あったと聞いている。事務局は、会議の主旨をよく伝えてもらい、一つでも多くの団体が参加するように努めてほしい。

(委員)

前回のように口の子で会議をするのではなく、島を作るなりして意見が出やすい形で少しでも本音で話をしたい。

(委員)

会議の呼び掛けも準備会議の名前で。

(座長)

予定の時刻を少し回りましたが、これもちまして第4回のアドバイザー会議を終了します。本日出された骨子案の修正については、事務局と調整を進め、後日ご案内いたします。

一年間ありがとうございました。

以 上

